

武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書
中間のまとめ（案）

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 武蔵野市の現状 | 1 |
| 論点 1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定 | 2 |
| 1-1 制度の目的 | 2 |
| 1-2 根拠規定を何に置くか | 2 |
| 論点 2 制度のあり方 | 4 |
| 2-1 制度の種類 | 4 |
| 2-2 制度の対象者 | 5 |
| 2-3 市、市民及び事業者等の責務 | 5 |
| 論点 3 申請要件 | 6 |
| 3-1 居住地 | 6 |
| 3-2 その他の申請要件 | 6 |
| 論点 4 証明書等の交付に関する事 | 7 |
| 4-1 提出書類 | 7 |
| 4-2 通称使用の可否 | 8 |
| 4-3 手数料 | 8 |
| 4-4 名称・発行形式 | 8 |
| 4-5 パートナーシップ宣誓の届出の仕方 | 9 |
| 4-6 紛失・届出事項変更時の届出の仕方 | 9 |
| 論点 5 有効性に関する事 | 10 |
| 5-1 宣誓書等の保存期間 | 10 |
| 5-2 パートナー解消時の取扱い | 10 |
| 5-3 転出時の取扱い | 11 |
| 5-4 パートナー死亡時の取扱い | 11 |
| 5-5 取消の取扱い | 11 |
| 論点 6 他の自治体との相互利用について | 12 |
| 参考資料 | 13 |
| 1 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿 | 13 |
| 2 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過 | 13 |

※【方針案】欄は、第 5 回審議会でご議論いただいた内容を反映した方針案を記載しています。【方針案】欄における＜修正前・前回案＞は、第 5 回審議会でご議論いただいた内容の反映前の案を記載しています。なお、下線部分が修正ポイント部分となっています。

はじめに

武蔵野市では、平成 29 年に施行した「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」に基づき、武蔵野市男女平等推進審議会が男女平等施策の進捗状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら、事業を推進してきました。この度、同条例第 22 条の規定に基づき、市長から「パートナーシップ制度導入に関することについて」の諮問を令和 2 年 6 月 5 日に受け、検討を進めてまいりました。

武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年～令和 5 年度)においても、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを基本施策に掲げ、新規施策として性的マイノリティ等への支援に取り組んでいます。令和元年 10 月 29 日には、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボー ムサシノシ宣言」を行ったところです。

第四次男女平等推進計画の目指すべき将来像「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し、多様性を認め尊重し合う社会を構築することを踏まえ、審議状況を「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ」としてまとめましたので、次のとおり報告します。

武蔵野市の現状

(1)武蔵野市男女平等の推進に関する条例を制定(平成 29 年 4 月施行)

男女の別だけではない多様な性の在り方について条例で規定し、「性別等」と定義したうえで、あらゆる分野における、性別等に関りない男女平等社会の実現を目的とした。

性別等：男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう)を含む。)

(2)武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施(平成 29 年度)

調査結果によると、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策としては、「性的マイノリティであっても不利な取扱いをうけないような法律や制度を整備する」が全体で 49.8%と一番多く、女性(54.4%)、男性(46.3%)別でも一番多くなる結果であった。また続いて、「正しい理解を深めるための教育を学校で行う」(全体で 50.7%)、「相談・支援体制を充実させる」(同、36.7%)であった。

(3)武蔵野市第四次男女平等推進計画(令和元年度～令和 5 年度)の策定

基本施策 3 に新規施策として「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を掲げ、施策(2)「性的マイノリティ等への支援」として、パートナーシップ制度の導入を検討することを明記した。

(4)武蔵野市第六期長期計画(令和 2 年度～令和 11 年度)の策定

武蔵野市長期計画条例に基づく市の最上位計画「武蔵野市第六期長期計画(令和 2 年度～令和 11 年度)」の基本目標 1 に「多様性を認め合う 支え合いのまちづくり」が規定された。当該計画における施策の体系「3 平和・文化・市民生活」における基本施策 1 に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等施策の推進」において「同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」ことが明記された。

論点1 パートナーシップ制度の目的と根拠規定

1-1 制度の目的

本市のこれまでの取組を経て、パートナーシップ制度の目的を下記とし、パートナーシップ制度の導入について検討する。

【方針案】

パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、婚姻関係を結べないこと等による生きづらさを緩和することを目的とする。

<修正前・前回案>

パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に、かつ、経済的又は物理的に相互に協力し合うことを約した二人を支援することを目的とする。

➤ 趣旨・説明

- お互いを人生のパートナーとして日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した真摯な関係性の二人を支援する。
- パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、法律上の婚姻を結べないこと等による日頃の生きづらさの緩和を図る。
- 異性間も含めることで、性的指向・性自認に関わらず、多様化する生き方や価値観を尊重することにも繋がると考える。

1-2 根拠規定を何に置くか

【方針案】

- 制度の根拠規定は、既に制定されている「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」を改正する方式で対応する。

➤ 趣旨・説明

- 条例で制定されることにより、議会で議論が丁寧になされ、市の方針として定められるため、制度として安定性がある。
- 条例であることにより、市、市民及び事業者等に対して、権利を制限し義務を課す効力がある。
- 既存の条例に規定することで、幅広く周知ができ、制度の効果が期待される。

➤ 前文に追加すべき事項

- 本市の条例においては「性別等」の定義を行うなかで、パートナーシップ制度が作られても対応できる形になっている。しかし、本市の一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりの推進のなかで、昭和 60 年に婦人問題懇談会を設置し、それ以来、数次にわたる男女共同参画計画を策定するなど、今日までの長きにわたる男女平等に向けての様々な活動、取組を踏まえ、女性ということを特に強調した内容になっている。今回、パートナーシップ制度を導入するにあたり、条例前文において、多様な性の在り方に言及する必要があると考えられる。以上のことから、前文に次の事項を追加することとすべきである。

◎課題事項として、性別等に起因する差別、不平等や暴力があることを記載する。

◎制定趣旨に、「全ての人」が続いて、「性別等にかかわらず」を加え、互いの人権を尊重することで、「一人ひとりの命と人権が守られる」ことを記載する。

➤ 前文検討例

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する差別、不平等や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人、性別等にかかわらず、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

<修正前・前回案>

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差、男女の別だけではない多様な性の在り方に起因する差別、不平等や暴力等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、誰一人取り残さず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

論点2 制度のあり方

2-1 制度の種類

【方針案】

パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受理証を交付する。加えて、公正証書等を受理した場合においては、公正証書等受理証を交付する。

<修正前・前回案>

宣誓と宣誓書受理証の交付を基本とし、宣誓書受理証に加え、公正証書等の提出を希望する場合は、公正証書等受理証の交付を行う。

➤ 趣旨・説明

- 申請者2人が、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓¹（宣誓書を提出）し、市は宣誓書等受理証を交付する。併せて公正証書等の提出を受けた場合は、公正証書等受理証を交付する。
- 宣誓書受理証に加え、公正証書等受理証の提出も可能とすることで、申請者の希望に合わせた、より多くの方の制度利用が期待される。
- 市が宣誓書や公正証書等を受理することで、宣誓者の気持ちを受け止め、二人がパートナーシップの関係であることを確認し、多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築に向けた取り組みを広めていく。
- お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、法律上の婚姻を結べないこと等による生きづらさを緩和することを目的とする制度であるため、民法で規定された婚姻と異なり、婚姻と同等の法的な権利や義務が発生するものではない。しかし、市、市民及び事業者等に対して意識啓発に努め、市民の人権意識の向上や性の多様性の理解に向けて取り組む。
- 公正証書等で約した事項は、市のパートナーシップ制度の利用の有無に関わらず、二人の間の契約事項であり、別途解消手続き等を行わない限り、効力は継続することについても周知を促す必要がある。
- 公正証書等を受理する場合は、次の事項を必須とする。
 - 宣誓しようとする者又は宣誓者の双方について、パートナーシップの関係にある旨を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面である。
 - 日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことについて、合意している旨が明記されていること。

¹パートナーシップの関係にある二人が、市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、互いに協力し、扶助し合うことを誓うことをいいます。

2-2 制度の対象者

【方針案】

性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする。

＜修正前・前回案＞

性別等に関わらず、日頃の生きづらさを緩和し、お互いを人生の伴侶として日常生活において、精神的に支え合い、経済的又は物理的に相互に協力しあうことを約した二人を対象とする。

➤ 趣旨・説明

- ・性的指向・性自認を問わないことで、事実婚関係にある異性カップルも含め、より幅広い対象者が制度を利用することができる。
- ・異性間も認めることで、同性カップルだけでなくトランスジェンダー等の方等も制度を利用することができることとなる。
- ・性的指向・性自認と問わないことで、性自認が戸籍上の性と異なるため、婚姻届けを提出することが困難な対象者も、制度を利用することができる。
- ・異性間も認めることで、意図しないカミングアウト²の防止につなげる。
- ・市、市民及び事業者等が正しい理解を深めるため、継続的な意識啓発活動を行っていくことが必要である。

2-3 市、市民及び事業者等の責務 ＜追加項目＞

【方針案】

- ・アウティング³を禁止することを求める。
- ・パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めることを求める。

➤ 趣旨・説明

- ・アウティングを禁止することとし、性的指向又は性自認に関する公表を、本人の意に反して強制又は禁止してはならないことを求める。また同時に、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならないことを求める。
- ・市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求め、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていく必要がある。

²これまで公にしていなかった自らの性自認や性的指向等を表明すること。

³本人の了解を得ずに、他の人に公にしていけない性的指向や性自認等の秘密を暴露する行動のこと。

論点3 申請要件

3-1 居住地

【方針案】

- ・2人が市内に住所を有する、又は転入の予定（3か月以内）であること。

<修正前・前回案>

- ・宣誓書受理証の交付の場合は、2人が市内に住所を有する、又は転入の予定であること。なお、同居を基本とするが、市内で別居の場合も認めるものとする。
- ・公正証書等受理証の交付の場合は、少なくとも1人が市内に住所を持っている、又は転入の予定であること。

➤ 趣旨・説明

- ・宣誓する2人が市内に住所を有する（予定含む）ことを求める。
- ・同性カップルが賃貸物件を探す際の困難が指摘されていることに鑑み、同居・別居を問わないことで、より幅広い対象者が制度を利用できる。
- ・転入予定者については、宣誓後3か月以内に住民票の提出を求め、転入の事実確認後、受理証の交付を行うものとする。

3-2 その他の申請要件

【方針案】

- ・年齢は成人（満20歳以上）に達していること。
（民法改正により、令和4（2022）年4月1日以降は「満18歳以上」となる）
- ・現に婚姻していない、他のパートナーとパートナーシップを結んでいないこと。
- ・近親者でないこと。

➤ 趣旨・説明

- ・年齢要件は、契約など自らの意思で行うことができる「成人」を要件とする。
- ・民法では近親者間の婚姻を禁止している。（734条：直系血族又は三親等内の傍系血族、735条：直系姻族、736条：養子・養親等）

➤ 検討事項

- ・自治体のパートナーシップ制度は、婚姻とは別の制度であることから、柔軟な取り扱いをしている自治体もある。パートナー関係に基づいた養子縁組についても制度の対象とするか検討する。

論点4 証明書等の交付に関すること

4-1 提出書類

【方針案】

- 提出書類は、以下の通りとする。

| | |
|---------------------------------|------------------------|
| パートナーシップ宣誓書 | |
| パートナーシップ制度届出にあたっての確認書 | |
| 本人確認ができる書類 | |
| 独身を証明する書類 | 戸籍謄本または戸籍抄本(発行から3か月以内) |
| | 独身証明書(発行から6か月以内) |
| 住民票(写し含む、発行から3か月以内)または住民基本台帳カード | |
| 公正証書等写し(希望者のみ) | |

<修正前・前回案>

- 提出書類は、以下の通りとする。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 申請書 | |
| パートナーシップ制度届出にあたっての確認書 | |
| 本人確認ができる書類 | |
| 独身を証明する書類 | 戸籍謄本または戸籍抄本 |
| | 独身証明書 |
| 住民票(写し含む)または住民基本台帳カード | |
| 公正証書※ | |

※公正証書については、論点 2-1 に掲載

➤ 趣旨・説明

- 申請できる対象者の要件確認書類は、独身であることを証明するための「戸籍謄本または戸籍抄本」、「独身証明書」や「住民票(写し含む)または住民基本台帳カード」に加え、「本人確認ができる書類」としている。
- 外国籍の方が制度を利用する際は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)の提出も求める。
- 公正証書等は、写しを受理し、原本は返却することを想定する。

4-2 通称使用の可否

【方針案】

- ・ 戸籍上の氏名だけでなく、通称名も使用可とする。
- ・ 通称名を使用した場合においては、受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

➤ 趣旨・説明

- ・ 性自認に違和を感じている方に対し、戸籍上の氏名への違和感などに配慮するため、性自認と同一であり社会生活上日常的に使用している氏名（通称名）を尊重する必要がある。
- ・ 通称名を使用する場合は、通称名の確認ができる書類の提示を求め、交付する受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載する。

4-3 手数料

【方針案】

- ・ 無料とする。

➤ 趣旨・説明

- ・ 宣誓書受理証及び公正証書等受理証の発行にかかる手数料は無料とする。なお、提出書類取得にかかる手数料は自己負担とする。

4-4 名称・発行形式

【方針案】

- ・ 名称は、「武蔵野市パートナーシップ制度（仮称）」を候補とする。
- ・ 受理証は A4 サイズと携帯できるサイズを発行する。

➤ 趣旨・説明

- ・ 携帯できるカードサイズの受理証を交付することで、利便性を高める。

4-5 パートナーシップ宣誓の届出の仕方

【方針案】

- ・ 宣誓書受領証及び公正証書等受理証の交付を希望する場合は、必要書類を添付したうえで、市長に届け出る。なお、2人での届け出を基本とする。

<修正前・前回案>

- ・ 2人での届出を基本とする。

➤ 趣旨・説明

- ・ 申請書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続とせず、2人揃って申請窓口で手続きをする。

4-6 紛失・届出事項変更時の届出の仕方 <追加項目>

【方針案】

- ・ 紛失時には再交付申請書等、関係必要書類の提出を求める。
- ・ 届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届等、関係必要書類の提出を求める。

➤ 趣旨・説明

- ・ 届出は1人でも可とする。
- ・ 紛失及び届出事項に変更が生じた場合は、本人確認書類の提示と戸籍や住民票等の必要書類の提出を求める。

論点5 有効性に関すること

5-1 宣誓書等の保存期間

【方針案】

- ・30年保存とする。

＜修正前・前回案＞

- ・宣誓書は、10年保存とする。一方、公正証書等は、パートナーシップ解消の届出がない限り、保存とする。

➤ 趣旨・説明

- ・宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため、宣誓書等受理後、市の保存年限の最長区分である30年保存とする。

5-2 パートナー解消時の取扱い

【方針案】

- ・パートナー解消時に届け出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、解消時に届出及び受理証の返還を求める。

5-3 転出時の取扱い

【方針案】

- ・転出時に届け出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、転出時に届け出を求める。
- ・届け出があった場合は、受理証の返還を求める。

5-4 パートナー死亡時の取扱い

【方針案】

- ・死亡時に届け出る仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・制度の有効性を担保するため、死亡時に届け出を求める。
- ・届け出があった場合、受理証の提示は求めるが、心情に配慮し返還については任意とする。

5-5 取消の取扱い <追加項目>

【方針案】

- ・虚偽その他不正な方法により、受理証の交付(再交付を含む)を受けた場合又は受理証を不正に使用した場合は、取り消すことのできる仕組みとする。

➤ 趣旨・説明

- ・受理証の有効性を担保する必要がある。
- ・取り消しを行った場合は、直ちに受理証の返還を求めるものとする。

論点6 他の自治体との相互利用について

【方針案】

- ・近隣の状況を踏まえて検討する。

➤ 趣旨・説明

- ・相互利用が可能となった場合、連携する自治体が連名で協力や支援の依頼ができるため、依頼の効力が高まる。また、効果の広域化が図られる。
- ・連携する場合、連携する自治体とパートナーシップ制度の要件や記載必要事項等の統一を検討する必要がある。

参考資料

1 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日

(敬称略、五十音順、◎会長・○副会長)

| No. | 区分 | 氏名 | 主な職歴・所属 |
|-----|-------|---------------------|----------------------------------|
| 1 | 事業所関係 | いとう たかこ 伊藤 隆子 | 武蔵野硝子(株)代表取締役 |
| 2 | 保健・医療 | おおた しずか 大田 静香 | 武蔵野市助産師会会長 |
| 3 | 学校教育 | おざわ やすと 小澤 泰斗 | 武蔵野市教育委員会統括指導主事 |
| 4 | 学識 | けんじょう えいこ ◎権丈 英子 | 亜細亜大学副学長 |
| 5 | 弁護士 | こばやし ともこ ○小林 智子 | 弁護士(かえで通り法律事務所) |
| 6 | 公募市民 | たかぎ のりこ 高木 紀子 | 公募委員 |
| 7 | 市民団体 | たけうち すえこ 竹内 寿恵子 | むさしの男女平等推進市民協議会副会長 |
| 8 | 公募市民 | たけだ けんご 武田 謙吾 | 公募委員 |
| 9 | 相談関係 | なかむら としこ 中村 敏子 | 特定非営利活動法人 女性のスペース結 代表理事 |
| 10 | 福祉関係 | みかみ よしき 三上 義樹 | 高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑寿園 ケアセンター 施設長 |
| 11 | 学識 | わたなべ だいすけ 渡辺 大輔 | 埼玉大学基盤教育研究センター 准教授 |

2 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過

| 開催日 | 内容 |
|-----------|---|
| 令和2年6月5日 | ・パートナーシップ制度に関する講話 ・武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討報告等 |
| 令和2年7月9日 | ・パートナーシップ制度の果たす役割について ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について |
| 令和2年8月6日 | ・パートナーシップ制度導入検討考えられる論点について |
| 令和2年9月4日 | ・パートナーシップ制度導入検討論点整理について |
| 令和2年10月5日 | ・中間のまとめ(たたき台)について |
| 令和2年11月6日 | ・中間のまとめ(案)について |